

teen courtについて

太田 和 敬*

On teen court

Kazuyuki OHTA

Teen Court is a peer-run court authorized to pass sentence on first-time offender juveniles for certain non-violent misdemeanors. Teen Court hearings are open to the public. Jury members, court officers and court attorneys are volunteer youth. Once a juvenile has been charged and found guilty, they can be referred to the Teen Court where the sentence, or punishment, is chosen. Each defendant's sentence includes some community service works and some jury duty. The jury duty is quite educational and many kids come through the program feeling about having "square thing" not only with the law but with themselves, because there is a strong ethic of accountability and responsibility built into the program, and it provides preventive education and consequences for those kids.

1. はじめに

ここで紹介するteen court⁽¹⁾は、少年犯罪に対する画期的な試みとして、いまやアメリカの41の州で実施されている司法システムであり、イギリスやカナダでも検討されている。

アメリカは、1970年代から、著しく少年犯罪が増えた。そして、凶悪化した。

その対策は、当初厳罰主義を導入することだった。少年でも死刑の可能性すらある。この厳罰主義は、現在でも捨てられたわけではない。

しかし、それによって、凶悪犯罪を防ぐことができず、再犯率も高かった。もちろん、最初から殺人を犯すような少年は、ごく稀であり、初めは軽い犯罪を犯し、再犯を重ねることが多いわけである。そして、再犯を重ねてしまった少年は、もはや矯正することは極めて難しいと言われている。

厳罰主義は、当然重い犯罪を犯した少年を対象とするのであるが、本当に必要なことは、軽い犯罪を犯した時点できちんと対応し、矯正することであり、少年が悪くなるのも良くなるのも、少年仲間の影響が強いという事実を踏まえ、仲間の力を良い方向に組織して活用することが有効であると認識されるように

*おおた かずゆき 文教大学人間科学部臨床心理学科

なってきた。そのためには、厳罰主義とは、異なる原則が必要だったのである。それが teen court である。

一般的に最初の teen court は、1983年 テキサスのオデッサだと思われているが、記録では、その前にある。1976年 テキサスの Grand Prairie Teen Court Program、そして、1968年 New York Horseheads である。

しかし、よく知られるようになったのは、オデッサ以後であることは間違いない。

Natalie Rothstein という女性が「青年の責任を重視すべきなのに、それが欠けている」として広めた。(94年死亡)そして、95年段階で、30州、250の teen court があるとされるまでになった。^[2]

1991年には、14州に50の teen court があつたが、1998年には、45州500となった。

フロリダは47、ニューヨーク59、テキサス81となっており、90年代には、連邦政府もいろいろと援助をするようになった。さまざまな組織ができた。例えば、以下のようなものである。

National Highway Traffic Safety Administration

The Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention

The Substance Abuse and Mental Health Service Administration

2. NHKの放映

1998年に、NHKで teen court が放映され、日本でも知られるようになった。その番組の内容を簡単に紹介しておこう。

ラスベガスの teen court が紹介されているが、取り上げられている訴訟は、ふたつあり、ひとつは、家出した少女が保護されている施設から脱走し、その際、建物を多少破損させたという事件であり、もうひとつは、母と娘の家での喧嘩のさい、娘がドアを閉めたときに、怪我をした母親が、娘を訴えたものである。そして、このふたつの訴訟に、陪審

員として参加する少年が重要な位置を占めている。

teen court は、判事以外はすべて12才から18才までの少年が勤め、初犯の軽い犯罪で希望した者が受けられる。犯罪を犯し捕まった時点で、簡易裁判か少年裁判かを選択する。簡易裁判を選択すると10分程度ですべて済み、判決もボランティアを一定期間行う軽い処分が下されるという。しかし、有罪の記録が裁判所に残ることになる。

一方、teen court を選択すると、公開の法廷が開かれ、罰も重くなる。しかし、罰として課されたことをすべてやり遂げると記録が抹消される。

しかし、一番大きな相違は、罰の中に teen court において「陪審員」を勤めるという内容が必ず含まれることである。つまり、有罪少年が他人を裁く立場になるわけである。このことが、もっとも困難な点であり、かつ、大きな意味をもっている点でもある。

先の陪審員の少年も喧嘩で有罪となって、罰として陪審員を勤めているのである。

検事と弁護士を勤める少年は、50時間の研修を受け試験に合格する必要がある。ラスベガスでは、40人ほどの資格者がいるというし、また、そうした経験から実際の法律家になっていく者もいるようだ。

母と娘の喧嘩の裁判では、検事は母親に、弁護士は娘に実際に会いに行き、事件の概要とどんなことを考えているのか、証拠の点検、裁判での証言のやり方などを話し合う。他人を信用していない娘が、心を開いて弁護士の少女に話す場面とか、子どものような弁護士の少年の指示を、しっかりと守ろうとする母親の姿などがほほえましく思われる。

法廷場面では、母と娘が喧嘩をして、二階の自分の部屋に入ってしまった後、母親が、鎖とパイプをもって追いかけて、部屋に入れ、入れないという揉み合いで、娘が閉めようとしたドアで母親が怪我するのであるが、鎖とパイプを持っているので怖かったからドアを閉めた、怪我させるつもりはなかったという

娘、それを使うつもりはなかったし、母親なのだから部屋に入る権利があるという母親が、それぞれ証言し、陪審員たちは、怪我させる意図はなかったということで、全員一致の無罪を評決するが、あわせて親子関係の修復のために、親子でカウンセリングを受けることをアドバイスする。(この法廷では、有罪・無罪を判定しているが、これは、例外的で、一般的なteen courtは、teen courtを選択する条件として、自分が有罪であることを認める必要がある。)

最後に、有罪になって陪審員を罰として勤めていた少年が、こうした過程に参加することによって、自分を深く見つめることになったことを語ってくれる。

少年は同じ年代の人たちのいうことなのでよく聞かし、また、同じ年代の問題を裁く立場で深く考えることで、自分のやったことを見つめなおし、立ち直るきっかけになっていると検事役の少年が語っていた。

3. teen courtの開始

teen courtは、軽い犯罪に対する司法前処理であるディバージョン・プログラムのひとつである。

では、どのようにして、teen courtは開始されるのだろうか。

teen courtが存在している地域では、通常の司法システムに属する青少年裁判所とteen courtが並立する形になる。重い犯罪であれば、大人と同様の刑事裁判にかけられるが、軽い犯罪の場合には、teen courtの条件にあう場合には、本人が青少年裁判所で審理を受けるか、teen courtの審理を受けるかを選択するのが普通である。もちろん、条件に適合しなければ、teen courtでの審理を受けることはできない。

条件は、犯罪の種類・程度、初犯であるかどうか、罪を認めteen courtの様々な条件を認めるかどうかなどがある。

Florida Bay county の事例は以下のようになっている。

- ・ 11歳から16歳
- ・ 軽犯罪であること
- ・ 初犯であること
- ・ 返還していない盗品を補償すること
- ・ 罪を認めること⁽³⁾

テキサス州フォート・ワースのteen courtでは、学校に通っていることが条件となっている。⁽⁴⁾

犯罪の種類については、厳格な場合と柔軟な場合があるが、いずれにせよ、比較的軽い犯罪に限られている。殺人やレイプなどは対象外である。

どのような事例が実際に扱われたのか、ノースカロライナ州のカンバーランド郡でみておく。

タイプ	数	割合
万引き、窃盗	94	32.9
小さな暴行、けんか	50	17.5
武器による障害（特に学校で）	28	9.8
器物破損	20	7.0
無免許運転	16	5.6
軽い薬物使用	13	4.5
学校での飲酒、酩酊	10	3.5
言葉による脅迫	10	3.5
爆竹	10	3.5
騒ぎ	7	2.4
侵入	6	2.1
911への電話	2	0.7
抵抗、遅滞、妨害	2	0.7
逃走、学校のさぼり	2	0.7
宿屋の詐欺	1	0.3
計	286	100 ⁽⁵⁾

いかなる犯罪が、teen courtで扱われるのか、という点も、teen courtによって異なっている。そして、それを明確にしておくべきことをP J Y Eは勧めている。

- ターゲットについて明確にすべきこととして、
- ・ 初犯のみか、そうでないか
 - ・ 非行だけを扱うのか、あるいは重罪も扱

うのか

- ・ どういうタイプを扱うのか 盗み・酒運転
- ・ 暴力を扱うのか
- ・ 年齢は等である。

P J Y E の調査によれば、実際には1994年のteen courtで扱われたタイプは、盗み 97%、アルコール・ドラッグ 95%、暴力 92%、逸脱行為90%、暴行 83%、交通違反 59%、ずる休み 48%、暴力的 20%、他 27%となっており、かなり広く扱われている。⁽⁶⁾

さて、teen courtに事件を委託する機関は様々である。ノースカロライナ州のカンパランドの場合は、少年インテイク、少年裁判所、警察、シェリフ、学校、地区裁判所から委託される。10歳以上の少年で、大人が犯せば「軽犯罪」となる罪であって、初犯でかつ罪を認めた者のみが対象となる。teen courtでの審理となると、teen courtのスタッフが本人及び保護者呼び出し、面接を行う。そこでより多くの情報提供を行い、本人保護者は、契約にサインをする。⁽⁷⁾

本人及び保護者は、事前に弁護士と議論を行い、当日は、事実説明と、弁護士・検事による尋問が行われ、双方の最終弁論の後、陪審員の協議が行われる。有罪であることを予め認めているので、判決は、どのような罰や義務を負わせるかを示すのみである。判決は90日以内に完遂しなければならず、完遂できなければ、委託した機関にその旨連絡する。⁽⁸⁾

同じ州でも、バンコム郡ではかなりの相違がある。

teen courtへの委託は、検察少年課 (Juvenile Division of the District Attorney's Office) からのみ行われ、伝統的な青少年裁判所がteen courtでの審理を選択することができ、口頭による説明とビデオによる情報提供がなされる。⁽⁹⁾

被告は予め文書による説明書を提出し、弁護士と検事は事前に打ち合わせをする。

4. 制度の類型

teen courtは、連邦法や州法によって決まっている裁判制度ではなく、市町村単位でおかれているものであり、したがって、その形態、運営も様々である。もちろん、州の法律で定まっているわけではないとしても、正式な司法制度の一環、あるいはその代替制度であり、その判決は、正規の判決として扱われる。

設置されている場所は、以下の通りである。

・ 少年裁判所	29%
・ 刑罰執行機関	17%
・ 非営利団体	29%
・ 学校	10%
・ 少年観察機関	17%
・ 他	22% ⁽¹⁰⁾

ここで見るように、最も多いのは、正規の裁判所を使用して行われるものであり、法廷も通常の裁判で使用されるものを使う。teen courtはほとんどが夕方行われるものであるから、法廷も使用可能なのである。

学校で行われる場合には、法律の教育の位置づけをされる場合も少なくなく、その場合には固有の問題をはらんでいる。

また構成員で分けると、類型として、以下のようなものがある。

A 裁判類型 (ボランティアの弁護士と検事が存在)

a 弁護士、検事、陪審員を少年が行い、判事のみ大人が勤める。

この場合、廷吏や書記なども、少年のボランティアが行うことが多い。

b 少年が判事も行う。

この場合、認定資格がある。

c 弁護士、検事が少年が行い、陪審員をおかない。

B 陪審類型

弁護士と検事がおらず、陪審員が直接尋問する。

しかし、多くの場合は、aであって、判事は大人が行う。

teen courtでの審理を受ける場合に、有

罪であることを当人が認めることが条件になっている場合が多いが、この場合には、先述したように陪審員の役割は、罰の内容を決めるだけであるが、少数例として有罪か無罪を審理する場合もあり、この場合には、teen courtでの審理を受ける条件としての有罪承認はない。また、一定の期間が過ぎれば再犯でも、再度teen courtでの審理を受けることができることも少数ながら存在する。

弁護士と検事、あるいは判事を勤める少年は、ボランティアであるが、講習を受けなければならない。

判決の種類については、大人の刑事訴訟の判決よりはずっと多様な内容をもっているが、teen court間の相違はそれほどない。

全体的な概括として、ほぼ必ず含まれるのは、社会奉仕で、1時間から200時間の幅がある。ただし、20時間程度までの判決が多いようだ。それから陪審員を勤める義務。多くは2回程度であるが、最高は12回というのがある。そして被害者に謝罪し、損害を与えた場合は補償をする。

こうしたほぼ必ず含まれる内容に付加されるものとして、カウンセリング、ドラッグ・交通安全の講習会への出席、作文、犠牲自覚教室、外出禁止、ドラッグテスト、学校の出席、ディスカッションなどが適宜義務として与えられる。⁽¹⁾

Florida, Bay county の事例では以下のようになっている。

必ず含まれる事項は、

- ・ 4回以内の陪審員
- ・ 10 - 50時間の社会奉仕
- ・ 犠牲者への補償

付加的に含まれる事項は、

- ・ 謝罪文
- ・ 罪に関する作文
- ・ 30日以内の夜の外出禁止
- ・ 30日以内の自宅謹慎
- ・ 刑務所見学
- ・ ドラッグ・アルコールのカウンセリング
- ・ 運転免許証講習

である。⁽²⁾

成人への罰である「罰金」とか交通違反事例での免許取り消し処分などはない。(交通法による取り消しは別として。)

これらの処罰は、強制力に依存するような内容ではなく、合意、自発性によるものになっていることが重要な側面である。

teen courtは、実際の裁判が、少年のボランティアによって支えられていることで分かる様に、多くのボランティアによって支えられている。そして、このボランティアもまた、犯罪を犯した少年の矯正の一環として構成されている。

P J Y E は、「Stakeholder」として、以下の例をあげている。

- ・ 判事 不可欠
- ・ 少年裁判所の代表 財政・専門知識等
- ・ 役所 fund の設定
- ・ 学校 ボランティアの訓練
- ・ Civic Social Service ボランティアの獲得⁽³⁾

teen courtの目的が、社会の安全を図るものである以上、こうした地域の成人がteen courtの維持のためにボランティアとして活動することは、teen courtの目的そのものを増進させるのに有効である。言い換えれば、teen courtの有効性は、犯罪を犯した少年の矯正・教育だけではなく、地域社会の協同性を高めることにも現れると考えられる。

5. teen courtの目的

teen courtの目的は、いうまでもなく、犯罪を犯した少年を、単に罰するだけではなく、少年を立ち直らせ、少年にとっても、社会にとっても、被害を最小限にとどめることであろう。

共同体の保護、安全を確保することが中心的課題である。

teen court は犯罪少年に、責任をもたせ、教育し、ボランティアをさせて、長い目でみて行動を変えていく、それが社会の安全を高めるといふ考えに基づいている。

P J Y E は、青年による酒酔い運転を主たる対象とする団体によって書かれている。従って、酒酔い運転での犯罪から、teen court に入る事例を多く扱っている。本書によれば、若者にとっての酒の意味は、

- ・親や伝統社会からの独立
- ・個人的問題への対抗機能 (coping mechanism)
- ・仲間の獲得
- ・個人スタイルの表現
- ・大人のシンボルである。

これをよく見ると、「独立」「仲間の獲得」など、通常は、大人になるプラスの契機を求めていることが分かる。しかし、酒は、発達を阻害し、メインストリームから逸脱させる。事故も多発させる。

1994年に6226人(15 - 20歳)の交通事故死があり、37.6%が酒飲み運転であった。特に、週末事故の50%が酒からみで、平日の29%が酒からみとなっている。US Bureau of the Census for US Department of Justiceによると、全犯罪コストは、74 billion dollars にも昇るのである。⁽¹⁴⁾

それまでの厳罰主義は、この犯罪の背景にある「独立」への志向を無視し、単に逸脱としてのみ扱ってきたのだといえる。teen courtは、むしろ、この「独立」志向を「責任」と結びつけ、逸脱ではなく、社会での「位置」を見つける方向で組織したものである。

しかし、こうした目的をより細かく、P J Y E は設定している。

長期的には、

- ・責任をもつ。
- ・生産的な市民として形成。
- ・共同体の安全

短期的には、

- ・hand-on experience で教育
- ・共同体での青少年の批判力を高める。
- ・共同体での青少年の技術を高める。
- ・少年に責任をもたせる。

ということになる。⁽¹⁵⁾

teen courtは、犯罪少年に対して、自分の行動に対する責任をとる機会を与え、自分の価値の感覚を与えることを目的としている。⁽¹⁶⁾

6. teen courtのプロセス及び判決の意味

teen courtは犯罪を犯した少年に対して、「責任」ととらせることが一つの目的であると書いた。これは、しかし大きな論点となるものであろう。というのは重大な犯罪以外はアメリカでも、また、日本では16歳未満は重大な犯罪、例えば殺人でも、本人が社会的な責任をとることはほとんどない。また、社会的な制裁を受けることもない。制裁、例えばマスコミによる報道などの、公式な制裁ではない制裁が必要だとは思われないが、「責任」に関しては実質的に問わないことが、本人の成長にとって好ましいがどうかについて、疑問を投げかけたのがteen courtであろう。

有本は、アメリカの保護主義的な少年裁判所の場合、例えば罰金刑になったとしても、実際に払うのは大人であり、極めて軽微な罰を与えられるだけで、実際に本人が責任を自覚する機会はほとんどないことを指摘している。

また日本においても、家裁での審理やその後の処遇にしても、「教育」的機能を考慮しており、本人に責任をとらせることは、制度面としては考慮されていない。

teen courtという場そのものと、判決はこうした「責任」ととることを明確に意図して構成されているのである。「責任」には、accountability と responsibility がある。

teen courtは公開の裁判であるから、もちろん傍聴が可能である。したがって、teen courtの被告として出廷することにより、犯罪を犯したことが地域社会に知られることになる。また、裁判での尋問に答える義務がある。

これが第一のaccountabilityである。現在の保護主義的な少年裁判所や日本の家裁審理

では、この点での公開裁判で説明するという accountability はまったく求められていない。

また、判決では被害者への謝罪が求められ、手紙を書いたり、時としては被害者の苦しさを直接聞かねばならない。こうした説明責任を通して、加害者少年に自分の犯した行為の問題性をきちんと認識させるのである。

responsibility は通常の大人の刑罰（懲役）に相当する「社会奉仕」によって与えられる。しかし、社会奉仕を罰として課すことは、単なる刑務所での懲役とは異なる意味をもっている。

いつ、何を行うかは自分の責任で決定できる。NHKのテレビで出ていた少年は、ホームレスの老人と話してみたかったので、老人ホームなどのペンキ塗りの仕事を選択したと語っていた。

こうした社会奉仕活動は、当然自己の社会における「役割」を実感することが可能になる機会を提供する。犯罪少年の多くは、社会で自分が有用な人材であるという実感をもてないでいる。その意味で、大人の刑罰でも社会奉仕活動は有効ではないかと考えられる。

「責任」と合わせてteen courtの判決は、少年犯罪に対する対応として、教育の場を適宜設定する。前述したように、様々な講習会、カウンセリングや刑務所見学まで用意されることがある。このような教育の場と責任の機能を合わせもったのが、陪審員義務であろう。そして、この点こそ、teen courtの本質的部分であり、おそらく、日本ではもっとも実現しにくい部分であろう。

しかし、この効果は、かなり顕著であり、万引き常習だった女子が、teen court に行つて、つかまるとどうなるか知って、万引きを止めたと言った。¹⁷⁾

また、他人の犯罪を裁くことによって、犯罪を大きな視点から考察する機会となる。P J Y E によれば、陪審員義務は自己評価の再生、責任の再自覚、犯罪者の現状を理解、犯罪者を心理的、法的に正しい側に引き戻す、teen courtの資源の補充という目的で導入

されている。そして、ボランティアで判事をやっている法律家の意見によれば、「特に犯罪を犯した者が、陪審員をやることについてはとても効果がある。仲間に対して、ネガティブではなく、ポジティブに働きかけようという姿勢、公正さについて考えるからだ。」と言える。¹⁸⁾

7. 論争点

不可避の弊害や、絶対的な反対意見は、ほとんど見られない。しかし、運用によっては弊害が生じるし、そうした点に関する反対意見は存在する。

また日本で先駆的にteen courtを研究している有本と山口は、かなり批判的の視点を示している。有本の批判点は、teen courtが軽い犯罪しか扱っていないという点に向けられている。重大な犯罪は大人と同様な刑事裁判にかかるが、その場合でも「若者の積極的な圧力」の要素はあるのではないかとする。つまり、初犯の重大犯罪を行った者に対する適切な処遇制度が存在しないことを有本は批判している。¹⁹⁾

更に、teen courtの判決が通常の少年裁判所の判決よりもずっと重い傾向がある。これは多くのteen courtに言えるようだ。

これが過度の干渉にならない保障はないと有本はいう。

山口の批判は、teen courtが次第に、犯罪を犯した少年の立ち直りを意図するよりも、将来の法曹界を担う人材の訓練の場になっているというものである。つまり、エリート化しているという。

重大な疑問として、山口は、第一に、「少年固有の権利を放棄させることの意味を」十分に保護者及び本人が理解した上で放棄しているかどうかについて疑問があるとする。非行歴が残られないという利益に目を奪われて、非公開で審理されるという権利を安易に放棄させ、これが「非行少年である」というレッテル貼りという結果をもたらしている、というのである。

第二に、被告少年を法的に援護する者がおらず、陪審員は詰問するような調子であったと述べている。これは、山口が傍聴したカリフォルニア州カラバスのものが、検事・弁護士役がおらず、陪審員が尋問をする形式になっていたために、そのような雰囲気があったのだと考えられる。検事・弁護士のいる通常のteen courtでは、弁護士役が被告少年の援助をする。

そして第三の疑問として、もしteen courtが再犯という点からの効果をあげているとしたら、住民が「リンチ」に近い眼差しと脅しと恥辱を与えることによってではないかとしている。つまり、犯罪を犯した少年やその保護者に対する「教育的効果」はなく、むしろ、陪審員のいきいきとした様子に、山口は不快感を示している。陪審員を法律家へのステップとして考え、「生き生きと」活動、事前勉強をしているというのである。これは、teen court本来の目的にそぐわないという危惧を山口は示している。²⁰⁾

山口の批判の第一点は、基本的には自己決定の問題及び十分な説明の問題ではなからうか。多くのteen courtでは、ビデオなどを見せて実際の状況を確認しているし、説明は十分になされているようだ。

非公開の審理を希望する場合には、teen courtを強制されるわけではない。²¹⁾

むしろ、公開の原則をとる理由、つまり本人に責任をもたせるという意味を認めるかどうかであろう。山口の認識はこの点が不十分であるように思われる。

山口の見た陪審員の中には、判決の義務遂行者はいなかったのではあるだろうか。

第二の点については、陪審員のみで検事と弁護士の存在しないteen courtでは、確かに陥る危険性のある難点であるかも知れない。

いかなる場合でも、明確に被告を援護する役割が必要であるということになる。²²⁾

さて、アメリカでの疑問点について触れておこう。

まず多くのteen courtでは、最初に、罪

を認めなければteen court 扱いにされない。マイノリティには負担がある。また、悪事がないのに、罰が与えられるリスクが指摘されている。²³⁾

teen courtのある調査によれば、teen courtを経験した者が役にたったと考えている割合は、男女の差はほとんどないが、白人と黒人の差は明瞭に存在し、黒人は肯定的が76%、白人は95%となっている。したがって、マイノリティに不利に作用していることは否定できないのである。²⁴⁾

その対策としてPJYEは、

1 客観的な適格基準 (年齢・罪)

2 注意義務等のスクリーニング

3 クライアントへの情報公開²⁵⁾

などを考慮しているが、Anchorage Alaskaのteen courtでは、被害者に十分な弁論の機会を与えて、本格的な審理をすることで、そうした弱点を克服しようとしている。つまり、有罪か無罪かも判定するteen courtも存在するわけである。NHKで紹介されたラスベガスの事例は、それに該当する。

第二に、プライバシーのルールがないと、過度のうわさが広がってしまう点である。しかし、メディアのアクセスについては、制限しているところと、していないところがある。

そこで、PJYEは、秘密とプライバシーについては、明確な文書規定があった方がいいと助言している。

さて、非常に大きな問題として、適正手続がある。通常、裁判は、due process を明文化した「訴訟法」をもって運営されるし、それは、被告人の権利でもある。しかし、teen courtは厳格な手続規定はもっていないことが多く、量刑についても少年の判断だから、前例に照らすことなどはあまりなく、ガイドラインを踏まえてはいるが、かなり幅がある。また、前述したように、有罪であることを認め、かつ黙秘権などを放棄することが、teen courtの審理を受ける条件になっている。したがって、真に法律実態を学ぶことになるのか、という疑問もここでは生

じるわけである。P J Y Eもteen courtでは、due processは必ずしも、不可欠のものとはされていない。監禁・拘置することはないからである。²⁸⁾

しかし、以下のような権利については、保障されねばならないとしている。

- ・相談する権利
- ・罪と審理を知る権利
- ・反証する権利
- ・自己の有罪に反対する権利

学校で行うことの意味については、アメリカでも論争的問題として捉えられている。

teen courtへの参加が単位として認定される場合もあるが、これについても賛否両論ある。より多くの生徒をteen courtに参加させる効果があるという賛成論に対して、犯罪を行った少年を立ち直らせるという地域全体としての取り組みではなく、将来法曹をめざす生徒たちに効率的な教育の場を与えるに過ぎず、犯罪の防止という目的から離れがちであるという反対論。また、プライバシーを守りにくい、犯罪に対する責任を学校が負うことの限界等が指摘されている。²⁹⁾

8. 成果

teen courtの成果は、いくつか整理することができる。

第一に、再犯率が少ないことであろう。Knox County teen courtのホームページは、次のような数字をあげている。

teen courtの被告の再犯は1割以下。100のケースで

男 58 女 42
平均年齢 14歳7カ月
最も多い犯罪 窃盗(39%)
刑を終了した95%は再犯せず。
刑を終えた1人のみが再犯。
5人が関連組織に戻された。

かなり多くの報告が、再犯は10%以内としているが、すべてではない。

91年テキサスの調査 Rod Hissong では、2年間に、teen court組25%、teen courtではない方が36%の再犯があった。この事例では、それほどめざましい程の差はない。ところが、同じ著作が紹介する95年 カリフォルニア、サンタローザでの調査では、teen courtを受けた者の再犯は、18カ月で2.5%であったとしている。再犯率は極めて低い。³⁰⁾

有本は、フォート・ワース市の再犯率は50%だったが、teen court導入後15%となり、犯罪増加率も58%から25%になったとしている。³¹⁾

ノースカロライナ、カンバーランド郡の調査によると、ある時期286の事件に関するヒヤリングを行い、その内64は現在、判決を執行中であったが、222件の内170(77%)は90日の期限内に既に完遂していた。しかし、52件は結局完遂しなかった。

その内訳は、引越しによるもの3件、期限内に間に合わなかったもの30件、内容に不服で適切な対応をとらなかったもの4件³²⁾、そして再犯してしまったもの15件である。³³⁾この再犯は90日以内の再犯であるから、再犯防止効果が極めて高いという予想には反しているようにも思われる。

ただ、いずれにせよ、多くの報告が再犯率の「低下」をもたらしたとする点では、ほぼ共通していることは事実である。

第二に、犯罪を行った少年の様々な面での改善がなされたとされていることである。犯罪を行った少年に対しては、裁判の前と後で、法律の対する態度調査や、心理テストなどを実施していることが多いが、多くの報告では、事後のスコアの向上を指摘している。³⁴⁾

そして、当然のことであろうが、判決の完遂やセミナー等に熱心に参加した者の再犯率が低いことも報告されている。

P J Y Eは、teen courtで判決を受けた者の事後的な活動の目標として、

- ・teen courtセミナー出席の90%が合格
- ・ボランティア全員がスケジュールを作っ

- ・ てteen courtに参加できるようにする
- ・ かつての被告の30%をボランティアとして確保
- ・ 被告の85%が6週間の生活技術のクラスの受ける
- ・ teen courtに送付されたら、5週間以内に実施
- ・ 90日のボランティアを判決の80%が実施
- ・ 弁償80%実施
- ・ 自覚クラス 被告の60%出席
- ・ アルコール・ドラッグの被告の95%がアルコールクラス出席、80%が薬物中毒クラス出席
- ・ テストで80%が変化

という数値をあげているが、実態もそれほど遠いものではないようだ。⁵³⁾

第三に地域や家族の協調性が、teen court参加をきっかけにして前進する事例が多い点である。

ミネソタでの調査によると、大人の71%、少年の86%は、teen courtをいいシステムであると感じていて、77%、79%はボランティアを積極的にやる意志を示している。実際に被告として関わった家庭やボランティアで関わった家庭の双方が、家庭内でのコミュニケーションが盛んになり、地域の生活に対する関心が高まったとされているのである。⁵⁴⁾ こうしたことを踏まえて、ミネソタ、ノースカロライナ、ウェストバージニアは州全体で支援している。

NHKの番組では、親子喧嘩がteen courtで取り上げられていたが、親と子を法廷で対決させ、またカウンセリングを受けさせることで、親子の絆を取り戻させることを意図していたことが報道されていた。すべてが良い効果を生むとは限らないであろうが、犯罪を犯す少年で家族内のコミュニケーションがうまく機能していない例はたくさんあるだろうから、teen courtがその点での仲介的役割を果たすことは十分に考えられる。

第四に、社会的コストの遞減というメリッ

トである。これは経済的なコストとともに、重大な犯罪を行った少年への取り組みに、専門の司法制度がより集中できるという遞減効果も含んでいる。

9. まとめ

teen courtが効果をあげたと考える理由はいくつかある。

第一に、teen courtでの審理を受け、その判決を決められた期日に完遂すれば、犯罪歴が残れないというシステムによって、犯罪を犯した少年が自ら立ち直ろうとする意思を引き出したことであろう。山口は、成果があるとしても、それはリンチ的な裁きによる恐怖によるものだとしているが、それが皆無ではないとしても、正当な解釈とは言いがたい。もしそうならば、teen courtで裁かれた少年が、積極的にボランティアとして、teen courtに関わっていくというような姿勢が生まれることを説明できない。

第二に、罰として社会奉仕が含まれることによって、自己の社会的な存在価値を確認し、また、陪審員義務が課せられることによって、犯罪を犯す行為及び人物を客観的に見つめることができることで、自己確認及び社会認識の両面から、犯罪を犯すことの無意味さを確認することができることであろう。隔離されたところでいくら作業をしても、また、犯罪少年の心理やその損失を、いくら大人から「解説」されても、実感をもって理解することはできないことだと言える。

第三に、犯罪が行われたときに、実際に犯罪者が置かれる状況を、当人も、またまわりの人も、事実として体験することによって、犯罪を回避する意思を形成することができることである。実際に、日本の犯罪に関わる教育は極めて貧弱である。15歳までは、罪に問われないなどという意識をもっている少年が多数存在する。しかし、刑事責任を問われることはなくても、民事責任は問われるのであって、これは大人が数年間懲役につく以上の大きな負担を、自分だけではなく、家族全

員に負わせるものである。このような事実すら、日本の教育の中ではほとんど教えられないことはない。

まして、teen courtで体験するような法律に関わるリアルな教育は皆無である。擬似的な体験ではなく、事実としての裁判であるから、法の仕組みを教えるという効果は非常に大きなものがある。

ところでこのような効果は、少年にだけ妥当するのだろうか。もちろん、答えは否であろう。ただ、大人には教育的な効果を社会が許す度合いが非常に小さいという過ぎない。大人であっても、このような仕組みが適応されるならば、大人の犯罪者の再犯を低下させることができるかも知れないのである。

法律家の中でも、通常の青少年裁判所とteen courtの本人による選択ができることが重要であるという指摘がある。⁶⁵⁾

犯罪を犯した者が立ち直ることは、自分の問題としても、また社会の許容の問題としても、多くの困難が伴うのは自明である。いかなる困難においても、その克服のためには、本人の強い意思が必要であり、それは犯罪の場合も例外ではありえない。とするならば、犯罪者が立ち直るプロセスの中で、本人の意思を喚起する要素があることは、teen courtに限らず必要であろう。⁶⁶⁾

次に、本来非公開としていることから、公開することで処理することについて、考えてみよう。

teen courtについては、ラベリング理論から批判的な見解があるのは、当然であろう。しかし、有本は、むしろラベリング行為を本人が立ち直るきっかけになりうるものとして、積極的に位置づけている。公開がラベリングの効果をもつことは、明らかであるが、teen courtの場合には、地域住民が矯正を援助することで、公開が積極的な意味をもっている。ラベリングが具体的にどのような目的でどのように行われるかが重要ということであろう。

注

- (1) peer court あるいは、student court などとも呼ばれている。
- (2) Tracy M. Godwin, David J. Steinhart, Betsy A. Fulton "Peer Justice and Youth Empowerment" この本は、酒気帯び運転で事故を起こした少年を矯正する団体によって編纂されたものであり、インターネットにそのまま掲載されている。teen courtに関する最も包括的な調査報告書である。以下P J Y Eと略
- (3) Sharon J. Zehner 'Teen Court' in "FBI Law Enforcement Bulletin 1997
- (4) 有本美幸「少年非行の抑制および福祉の側面から見たteen court」『法と政治』47巻2、3号 1996.9 p189
- (5) "Report on the teen court programs in North Carolina" Administrative Office of the Courts 1995.3.15 p12 この内17名は複数の罪があったが、第一のものがあげてある。
- (6) P J Y E p53
- (7) 多くのteen courtでは、唯一常勤のスタッフとして、コーディネーターがおかれている。なお、山口は、この点での情報提供が不十分であると、teen courtは特に、黙秘権などのミランダ原則を放棄する規定を含むことが多いので、子どもの権利を侵害する危険性があると指摘している。山口直也編『ティーンコート』現代人文社
- (8) "Report on the teen court programs in North Carolina" Administrative Office of the Court 1995.3.15 p4
- (9) "Report on the teen court programs in North Carolina" Administrative Office of the Court 1995.3.15 p5
- (10) P J Y E p10
- (11) Paula A. Nessel "Technical Assistant" No. 17 American Bar Association - Division for Public Education p1
- (12) Sharon J. Zehner 'Teen Court' in "FBI Law Enforcement Bulletin 1997 p8
- (13) P J Y E p11
- (14) P J Y E p6
- (15) P J Y E p45
- (16) Michele L. George 'Teen Court:What All The Hipe is About' in "The Colorado Lawyer" 1996.10 vol.27 No.10 p65
- (17) P J Y E p41

- (18) Paula A. Nessel 'Teen Court: National Movement' in "Technical Assistant" No. 17 American Bar Association - Division for Public Education p7
- (19) 有本前掲 p198-199
- (20) 山口直也「カリフォルニア州カラバサス市のティーンコート」p8-9
- (21) ただし、teen courtへの委託機関が本人の確認なしにteen courtに送る場合もあるという事例は問題であるように思われる。Sharon J. Zehner 'Teen Court' in "FBI Law Enforcement Bulletin 1997 p9
- (22) ただし、弁護士が過度に熱心で、実際に罪の責任を感じさせねばならないときに、まるで被告には罪がないかのような弁論をするという危険性を指摘する論者もいる。Allison R. Shiff, David B. Wexler 'Teen Court: A Therapeutic Jurisprudence Perspective'
- (23) P J Y E p30
- (24) Anglie McCullough, Cindy Martin, Lucita Pope, Gordon Esterline "Teen Court Program Research Project Submitted to: Dr. Robert Vernon Social Research SOC 330" 1995.4.18
- (25) P J Y E p30
- (26) P J Y E p29
- (27) Paula A. Nessel 'Teen Court: National Movement' in "Technical Assistant" No.17 American Bar Association - Division for Public Education p7
- (28) Paula A. Nessel 'Teen Court: National Movement' in "Technical Assistant" No.17 American Bar Association - Division for Public Education p9
Teen Court: Empowering Teens to Judge Teens, David J. Chaffee, Teen Court Coordinator, Denver Bar Association Teh Colorado Lawyer /12.1993 vol.22 No.12 はコロラドでは再犯という点ではめざましい成果をあげたと述べている。p2521
- (29) 有本 前掲 p195
- (30) 不服な場合には、青少年裁判所に戻すことが可能だが、そういう手続をせず放置したということだろう。
- (31) "Report on the Teen Court Program in North Carolina" p14-15
- (32) Paula A. Nessel 'Teen Court: National Movement' in "Technical Assistant" No.17 American Bar Association-- Division for Public Education p9
- (33) P J Y E p47
- (34) Tracy M. Godwin, 'A New order in the court' in "LAW AND JUSTICE" 1997.1/2 vol.40-1 p14
- (35) Hon. Ronald W. Lowe 'Teen court - a jury of a juvenile's peers' in "Michigan Bar Journal" 1998.8 p800
- (36) 近年のスウェーデンの刑事司法の変化はそのことを成人に対しても、適用させようという試みであると理解できる。坂田仁『犯罪者処遇の思想 - 懲治場からスウェーデン刑政へ - 』慶応通信参照